

精密工学会賞 規程

第1章 総則

- 第1条 本会に精密工学会賞(以下「本賞」という)を設ける。
- 第2条 本賞は、精密工学関連分野において研究・技術・教育に関する革新的な功績をあげ、精密工学の発展に多大な貢献をした研究者、技術者に贈賞する。ただし、現会長、会長経験者および名誉会員は贈賞の対象外とする。
- 第3条 本賞は、毎年1回、原則2名に贈賞する。
- 第4条 本賞は、同一年度において、本会のその他の賞と重複して贈賞しない。
- 第5条 本賞の候補者は、自薦及び他薦された者とする。
2. 推薦方法は別に定める精密工学会賞推薦・審査等要領による。

第2章 推薦委員会

- 第6条 本会に精密工学会賞推薦委員会(以下「推薦委員会」という)をおく。
- 第7条 推薦委員会委員長は、理事会または執行委員会の議決により、本会会長が委嘱する。
2. 特別の事情のない場合は、本会副会長がこれにあたる。
- 第8条 推薦委員会の幹事及び委員は、推薦委員会委員長の推薦により、理事会または執行委員会の承認を得て会長が委嘱する。
2. 推薦委員会委員長は専門分野(加工、機構・機械要素、設計(CAD 含む)、計測・制御、新分野)を配慮して10名程度の委員を推薦する。
- 第9条 推薦委員会委員の任期は当該年度の本賞選考期間とするが再任を妨げない。
- 第10条 推薦委員会の定足数は、委任状も含め、委員長、幹事を含む推薦委員総数の3分の2とし、出席委員の過半数の同意をもって議決する。
2. 賛否同数の場合は委員長が決定する。
- 第11条 推薦委員会は、本賞の第一次受賞候補者若干名を、本賞審査委員会に推薦する。
- 第12条 推薦委員会は、本賞に値する者の推薦を内外の学識経験者に依頼し、推薦委員会の第1次受賞候補者審議の対象者に加えることができる。
- 第13条 推薦は別に定める精密工学会賞推薦・審査等要領による。

第3章 審査委員会

- 第14条 本会に精密工学会賞審査委員会(以下「審査委員会」という)をおく。
- 第15条 審査委員会委員長は、理事会または執行委員会の議決により、会長が指名する。
2. 特別の事情のない場合は、推薦委員会とは重複しない本会副会長がこれにあたる。
- 第16条 審査委員会の幹事及び委員は、審査委員会委員長の推薦により、理事会または執行委員会の承認を得て会長が委嘱する。
2. 審査委員会委員は幹事を除き推薦委員会委員と併任せず、その任期は当該年度の審査期間とし、再任を妨げない。
- 第17条 審査委員会の定足数は、委任状も含め、委員長、幹事を含む審査委員総数の3分の2とし、出席委員の過半数の同意をもって議決する。
2. 賛否同数の場合は委員長が決定する。
- 第18条 審査委員会は推薦委員会から推薦された第一次受賞候補者を対象に、審査を行う。
- 第19条 審査方法は別に定める精密工学会賞推薦・審査等要領による。
- 第20条 審査委員会委員長は審査結果、最終受賞候補者を毎年9月の理事会または執行委員会に報告する。

第4章 受賞者の決定

- 第21条 理事会または執行委員会は、審査委員会委員長の報告を受け、受賞者を決定する。

第5章 表彰

- 第22条 贈賞は原則として毎年秋季大会で行うこととする。
- 第23条 賞は、賞状および賞牌とする。